

美里町における空き地の利活用等に関する協定書

美里町（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部（以下「乙」という。）とは、美里町に存する空き地の利活用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、美里町の空き地を市場へ流通させ、空き地の利活用を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「空き地の利活用等」とは、空き地の活用に関する相談（以下「活用相談」という。）を行うことをいう。

2 前項に定めるもののほか、この協定書における用語の意義は、美里町空き地バンク制度実施要綱において使用する用語の例による。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、所有者等から活用相談の申込みを受けたときは、乙に依頼し、必要となる情報を乙に提供するものとする。

2 甲は、空き地バンクを設置し、インターネット等を通じて、登録された空き地を広く一般に周知するものとする。

3 甲は、調査・相談等により把握した空き地の所有者等に利活用に関する情報を提供するものとする。

4 甲は、利用希望者から登録された空き地について交渉の申込みがあったときは、書面により乙に通知するものとする。

5 甲は、利用希望者の空き地の希望条件等の情報（個人情報を除く。）を乙に提供することができる。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、前条第1項の規定により、甲から提供された空き地

に関する情報について、所属会員に周知するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲から提供された空き地に関して、所有者等の意向に基づき、所属会員に対し、活用相談に関する協力を求め、相談を受けることができる者（以下「相談取扱者」という。）を1者以上選定するものとする。
- 3 相談取扱者は、活用相談の結果を踏まえ、空き地バンクへの登録を勧めるものとする。
- 4 乙は、相談取扱者が行った活用相談の結果を書面で甲に報告するとともに、前項の登録に必要な情報を甲に提供するものとする。
- 5 乙は、前条第5項の規定により、甲から通知を受けたときは、当該空き地の媒介業者に連絡するものとする。
- 6 乙は、媒介業者が行った当該物件の交渉結果について書面により甲に報告するものとする。

（秘密の保持）

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（事務の処理）

第6条 甲又は乙は、事務の諸手続を円滑に処理するため、それぞれ事務取扱者を設置する。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

（代理又は媒介の報酬）

第7条 空き地の代理又は媒介に係る報酬は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

（苦情等の処理）

第8条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。ただし、空き地の代理又は媒介の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく事項に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、催告をしないで協定を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月 1日

甲 埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1
美里町
美里町長 原 田 信 次

乙 埼玉県本庄市朝日町3丁目1番19号
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部
支部長 江 原 貞 治